

## 第11回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

令和2年7月29日（水）

船橋市保健福祉センター3階 健康診査室

### 【議題】

#### ○開会前

1. 事務局説明
2. 保健所長あいさつ

#### ○開会後

1. 「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」改正に関する検討について
2. 次回の会議について

### 【開会前】

#### 1. 事務局説明

本日、森会長が欠席する旨報告があった。

#### 2. 保健所長あいさつ

##### ○保健所長 船橋市保健所長の筒井でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃本市市政に対するご支援ご協力を賜っておりますこと誠にありがとうございます。

また、本来5月に開催予定であった会議について、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み延期させていただいております。この場を借りまして、改めてお詫び申し上げますとともに、本日第11回目の会議にご多忙の中ご参加いただける事につきまして御礼申し上げます。

会議開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

今年は、年初より新型コロナウイルスが世界的に広がってしまっている状況です。我が国におきましても、4月には緊急事態宣言が出され、これまでにないような事態になっている中、非常に社会的な影響を及ぼしている状態であります。私共保健所も、当然感染症の分野も担っておりますので、保健所ス

タッフのみならず、市の本庁からも職員の応援を出してもらい2月頃からコロナに特化した対策本部を設置し、関係機関と協力しながら対策を講じているところであります。

一方、動物愛護管理につきましては、委員の皆さまから活発なご意見をこれまでにいたでております。一旦条例改正に向けての準備を行ってきたところでしたが、その中で飼い主のいない猫の関係におきましては、ちょうど国においても法改正があり検討が進んだところがありましたので、国の法改正の内容を踏まえて、また、法律施行規則等の動向もみながら対処していくことになりました。だいぶ時間が経ちましたが、この度、国において法律等が固まってきておりますので、それを踏まえて市の条例改正の骨子案等を示させていただき、皆さま方からご意見を頂戴する中で、今後の動物愛護管理の骨格をしっかりと整備していきたいと考えております。多頭飼育の問題や、屋内飼養等、市民生活に直結する部分多々ありますが、本日は短い時間でありますので、効率的に引き続き活発なご議論をいただきますようよろしくお願ひいたします。

本日はどうぞよろしくお願ひします。

午後2時5分開会

会議の公開・非公開、傍聴者について

中村副会長から、本日の会議は公開とすること、3人の傍聴申し出があったことの報告があった。

---

[傍聴者入室]

1. 「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」改正に関する検討について

[説明]

○動物愛護指導センター所長 議題 1 「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」改正に関する検討について説明する。資料 1-1、資料 1-2、参考資料をご用意ください。スライドでは、資料 1-1 をもとに説明する。

資料 1-1、2 ページをご覧ください。これまでの会議においても説明しているが、条例改正の背景になる。動物愛護管理法が平成 25 年に改正され、また、昨年 6 月に改正法が公布され、動物の適正飼養の規制の強化や都道府県等の措置等の拡充等が図られた。市では、依然として、動物に起因する周辺の生活環境が損なわれる事態や、不適正な飼養に起因する苦情相談が継続し課題となっている。動物愛護管理行政の現状と課題については、参考資料をお配りしたので、ご参照いただければと思う。市では、動物の所有者等に対する適正飼養に関する規定の拡充、強化及び動物愛護管理法に準じた文言の整理を行い、更なる動物の愛護と適正飼養の推進を図るために、「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」の改正を考えている。

スライド 3 ページをご覧ください。条例改正のスケジュールになる。本日、動物愛護管理対策会議においてご協議いただいたことを基に、事務局で条例改正案を作成し、9 月～11 月頃に、条例一部改正の骨子案に係る意見募集（パブリックコメント）を予定している。本日は、条例改正案作成前の最後の対策会議となるので、委員の皆さんに十分にご協議いただきたく、お願い申し上げる。予定では、令和 3

年 3 月議会で議決後、令和 3 年 4 月に条例の一部を改正する条例の公布を目指している。また、改正条例の施行は、多頭飼育の届出等新たな規定の周知が必要なので、公布から 3 か月後の令和 3 年 7 月を目指している。

スライド 4 ページをご覧ください。条例改正案の主な内容です。動物の適正飼養を推進し、動物の飼養に伴う人の財産等への侵害や生活環境の保全上の支障の防止を図るため、動物の飼い主等に対する適正飼養に関する規定を拡充、強化し、また、多数の動物の飼養及び保管に係る届出を規定することを考えている。条例改正案の論点をスライドに示したとおり、7 つの論点に分け、後程、各論点について説明する。

スライド 5 ページをご覧ください。条例改正に関するこれまでの議論をまとめた表になる。1.定義については、「飼い主」を「所有者」、「占有者」に整理する等、法に基づき文言の整理を行うと説明し、会議で動物の定義も含め検討をお願いしたいとご協議いただいた。2.市の責務については、「普及啓発等」については、市の姿勢を示すためにも、市の責務に加えるべきであるとご協議いただいた。3.市民等の責務については、市民の責務に、「動物の愛護」に努めることに加え、「動物の適正な取扱い」に努める規定を追加することを承認するとご協議いただいた。4.飼い主になろうとする者の責務については、動物の所有者等になろうとする者の規定を追加することを承認するとご協議いただいた。5.飼い主の責務については、飼い主の責務に「周辺の生活環境の保全等」の規定を追加することについては、何をもって、環境の悪化と判断できるか難しい、責務であれば、周辺環境の保全等の規定を加えるのは自然であるとご協議いただいた。また、動物の所有者が、終生飼養が困難になった場合に、新しい飼い主を見つける規定を追加することについては、やむを得ず動物が飼えなくなる状況は発生し得るので、市民に義務を課す規定は厳しい。また、本文については、他県を参考に検討が必要であるとご協議いただいた。6.飼い主の遵守事項については、「災害への備え及び災

害発生時の動物の健康及び安全を保持」の規定を遵守事項に追加することに対し、災害に関する規定については、遵守事項でなく、抽象化して責務規定でもよいのではないかとご協議いただいた。また、「飼い猫の屋内飼養」の規定を追加することを承認するご協議いただいた。7.多頭飼育の届出制度については、規定を追加することを承認するとご協議いただいた。8.所有者の判明しない猫へ餌を与える者の対応については、条例には規定せず、改正法第25条に基づく指導を行っていきたいが、政令及び省令の改正内容を踏まえ検討が必要と説明させていただいた。

スライド7ページです。これからは、条例改正案の論点毎の説明をする。

まず、定義について、これまでの会議において、「飼い主」を「所有者」、「占有者」に整理する等、法に基づき文言の整理を行うことについて説明した。

スライド8ページをご覧ください。動物愛護管理法の本文内では、所有者、占有者、動物の飼養をする者、動物の保管をする者、動物に給餌・給水をする者を区別し規定されている。環境省へ確認したが、それぞれの者の定義は法律本文ではしていないが、所有者、占有者については、民法に準ずることであった。現行条例では、飼い主を「動物の飼養をする者」と定義しているが、例えば、条例第5条に規定する、終生飼養や繁殖制限措置の努力義務は、法令の制限内において、自由にその所有物を扱うことができる所有者が行うべきことあり、動物愛護管理法第7条でも、所有者に対する規定とされている。このことから、飼い主の定義について、動物の所有者又は占有者と法に準じた見直しを行い、条例全体の整理を行いたいと考えている。

スライド7ページに戻りますが、動物の定義については、法律にも定義がないので、改正は行わず、飼い主を所有者又は占有者と改正した場合に齟齬が生じないように整理していくことを考えている。

スライド9ページをご覧ください。2.市の責務についてです。

これまでの会議において、令和元年の法改正により、第37条の2第2項第5号に動物愛護管理センタ

ーの業務として、動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動が規定されたが、市の責務と動物愛護管理センターの業務は分けて考えてもよく、「普及啓発等」については、市の姿勢を示すためにも、市の責務に加えるべきであるとご協議いただいた。改めて、動物の愛護と適正な飼養に関し普及啓発を行うことが、命あるものへの慈しみを養うとともに、動物の飼養に伴う人の財産等への侵害や生活環境の保全上の支障の防止につながることから、市の責務に「普及啓発」を明記することを考えている。

スライド11ページをご覧ください。3.市民等の責務です。

これまでの会議では、市民の責務に、「動物の適正な取扱い」の規定を追加することを承認するとご協議いただいた。平成25年の法改正により、法の目的に動物の適正な取扱いと動物の愛護をもって人の財産等への侵害や生活環境の保全上の支障を防止することが動物の管理のために重要であることが明記されており、市民等の責務に動物の愛護と「動物の適正な取扱い」に努めることを明記することを考えている。

なお、市民の他に、市内在勤者、その他の滞在者も市内で動物に関わる者においても市内における「動物の適正な取扱い」が求められることから、対象を市民等へ拡充したいと考えている。

スライド12ページです。動物愛護管理法と他自治体の例である。千葉県及び京都市において、動物の適正な取扱いが本文へ明記されている。また、京都市は観光地なので、市民等を市民及び観光旅行者その他滞在者と定義し、市民等の責務を規定している。

スライド13ページ、4.飼い主になろうとする者の責務です。

これまでの会議で、動物の所有者等になろうとする者の規定を新設することについて、承認するとご協議いただいた。動物愛護管理法において、第7条第4項に動物の所有者に対し、「終生飼養に努めなければならない」ことが規定されており、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」では、第1一般原則の3に、飼養に先立つ知識の習得及び終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないよう努めることが

規定されている。家庭動物については、所有者が、動物がその命を終えるまで責任をもって飼養することが動物愛護の観点から重要であり、動物を購入又は譲り受ける際には、将来にわたって飼養可能かどうか熟慮することが必要であることから、飼い主になろうとする者の責務を定めることを考えている。

スライド 14 ページをご覧ください。家庭動物等の飼養及び保管に関する基準において、家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化や飼養する動物の寿命等も考慮に入れ、慎重に判断する等、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないよう努めることと規定されている。他自治体では、千葉県は、動物の所有者等になろうとする者の遵守事項を定め、適正に飼養できるかどうかを慎重に判断することを規定している。また、柏市は、終生飼養することができる動物を選ぶよう努めること、福岡市は、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準と同等な事項を責務として規定している。

これまでに、飼い主になろうとする者の責務を条例に加えることについてはご協議いただいているが、本日は、条例に加えるにあたり、どのような事項を加えるべきかご協議いただきたいと考えている。

スライド 15 ページ、5.飼い主の責務です。

これまでの会議において、飼い主の責務に「周辺の生活環境の保全等」の規定を追加することについては、何をもって、環境の悪化と判断できるか難しいというご意見をいただいた。一方、飼い主の責務に、「周辺の生活環境の保全等」の規定を加えることは自然であるとご協議いただいた。また、動物の所有者がペットの終生飼養が困難になった場合に、新しい飼い主を見つける規定を追加することについては、やむを得ず動物が飼えなくなる状況は発生し得るので、市民に義務を課す規定は厳しいのではないか、本文については他県を参考に検討が必要であるとご協議いただいた。

また、「災害への備え及び災害発生時の動物の健

康及び安全を保持」の規定を遵守事項に追加することについては、これまで、飼い主の遵守事項に規定したいと説明させていただいたが、災害に関する規定については、遵守事項でなく、抽象化して責務規定でもよいのではないかとご意見をいただいている。

動物愛護管理法においては、第 7 条第 1 項で動物の所有者又は占有者に対し、周辺環境の保全上の支障を生じさせることのないように努めることを規定している。また、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」においては、犬又は猫の飼い主に対し、やむを得ずその動物の飼養が困難になった場合に、適正に飼養することのできる者に譲渡に努めること及び緊急時対策について規定されている。

これまでに、飼い主の責務に「周辺の生活環境の保全等」の規定を追加したいと説明してきたが、事務局において条例改正を検討する中で、「周辺の生活環境の保全」については、遵守事項に具体的な規定がされており、これを遵守することで、周辺の生活環境の保全等は図られ、重複することとなるので、責務に規定しないことを修正案として考えている。

また、所有者が、飼養する動物がその命を終えるまでの責任を持つことが動物愛護の観点から重要であることから、「終生飼養が困難になった場合にその動物を適正に飼養できる者に譲渡するための取り組みを行うよう努めること」について定めることを考えている。

さらに、平成 25 年に環境省が策定した「災害時ににおける家庭動物の救護対策ガイドライン」では、飼い主の責任による家庭動物との同行避難を基本に置いており、飼い主が災害への備えを行い、また災害発生時に飼い主自身の安全を確保し、家庭動物とともに適切な避難行動をとることが重要であることから、「災害対策」について定めることを考えている。

スライド 16 ページをご覧ください。終生飼養が困難になった場合の規定については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準では、適正に飼養することのできる者に当該犬、当該猫を譲渡するように努め

ることと規定されている。千葉県は、その動物を適正に飼養又は保管をすることができる者に譲渡するための取組を行うこと、東京都は、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない、札幌市は、譲渡先を自ら探し、当該動物が終生飼養されるよう努めなければならないと規定している。

これまでに、やむを得ず動物が飼えなくなる状況は発生し得るので、市民に義務を課す規定は厳しいとご協議いただいており、条例本文に規定する際に、他自治体の状況を参考にしながら、どのような内容にすべきかご協議いただきたいと考えている。

スライド17ページ、災害時の対策についてです。

条例には、災害の発生への備え及び災害発生時の対応として、責務に理念的な規定をしていきたいと考えている。他自治体を参考にすると、岐阜市が、そのような内容を遵守事項で規定している。一方、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準では、避難に必要な準備として、移動用の容器、非常食の用意等を明記し、災害発生時には、動物の保護と事故の防止、同行避難、適切な避難場所の確保に努めることが明記されている。これらを踏まえ、条例にどのような事項を加えていくべきか、ご協議いただきたい。

スライド18ページ、6.飼い主の遵守事項です。

これまでの会議で、「飼い猫の屋内飼養」の規定を追加することについては、承認するとご協議いただいた。昨年の法改正において、法第7条第1項で、動物の飼養及び保管に関するべき基準を遵守することが明確化され、家庭動物については、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を遵守する責務があるとされた。次のスライドで説明するが、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」において、「飼い猫の屋内飼養」が規定されている。

また、これまでに示していなかったが、犬のふんの処理について、ふんを除去した後に、投棄する、埋める、側溝に捨てる等不適切な処理に関する苦情が寄せられている。参考資料に示したが、犬のふんの置き去りに関する苦情は、他の苦情と比べ多い割合を占めており対応を求められているので、今回、犬が排せつしたふんを除去した後の処理について、

持ち帰ることを明記する改正を考えている。

スライド19ページをご覧ください。飼い猫の屋内飼養についてです。

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」では、猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること、屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故の防止等、猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること等が規定されている。他自治体の状況としては、千葉県のように猫の健康及び安全の保持のため、また、周辺の生活環境の保全上の支障の防止のため、飼い猫の屋内飼養を規定する自治体や、札幌市のように、やむを得ず屋外に出す場合には、繁殖制限処置や所有者明示を行わなければならないことを規定している自治体もある。

スライド20ページ、犬のふんの持ち帰りについてです。

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」では、ふんの適切な処理を行うことが規定されている。他自治体の例として、柏市が犬のふんを持ち帰ることと規定している。

スライド21ページをご覧ください。7.多頭飼育の届出制度についてです。

これまでの会議で動物の所有者又は占有者に対し、「多頭飼育の届出」を求める規定を追加することについて、承認するとご協議いただいている。動物愛護管理法第9条に、地方公共団体は、条例に、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることを定めることができると規定されており、千葉県では届出制度が条例に規定されているが、千葉市、船橋市、柏市は除外されている。市においても、近年多頭飼育に起因する問題が顕在化しており、多頭飼育による生活環境への影響や虐待を防ぐには、まずは動物を多数飼養している実態を把握することが重要であることから、「多頭飼育の届出制度」を定めることを考えている。なお、頭数については、条例施行規則

に、犬又は猫の合計数が10頭以上の場合は届出が必要と規定することを考えている。

スライド22ページをご覧ください。第7回対策会議で示した資料になるが、多頭飼育の届け出義務を条例で規定している自治体の一例となる。県内では、千葉県が規定しており、船橋市、千葉市、柏市は規定していない。

スライド23ページです。これまでに、屋外の所有者の判明しない猫への対応として、条例には規定せず、地域の実情に応じ、TNR事業、地域猫活動、動物愛護管理法に基づく引取り、猫避け機の貸し出しを行っていくことを説明してきた。これらに加え、昨年度の動物愛護管理法の改正により、不適切な飼養又は保管、並びに、給餌又は給水する者への指導や立入検査権限が付与された。

スライド24ページをご覧ください。改正法第25条についての説明です。不適正飼養により、生活環境が損なわれると認めるときは、原因者である動物を飼養又は保管する者、並びに、その動物に給餌又は給水する者に対し、指導、助言、立入検査等を行う権限が付与されている。

スライド25ページをご覧ください。令和2年2月28日に動物の愛護及び管理に関する施行規則が公布された。周辺の生活環境が損なわれている事態として、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、及び衛生動物が、周辺住民の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態に、周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態が改正により加えられた。また、環境省から出された、令和元年改正動物愛護管理法の施行に関するQ&Aでは、対象動物は、哺乳類・鳥類・爬虫類（畜産、実験用を除く）のうち、自然環境の下で自活する純粋な野生動物を除いた動物を指す。「周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の

事情があると認められる事態」とは、個人の健康被害が生じている事態等を想定している。と示されており、屋外の所有者の判明しない猫へ不適正に飼養等する者に対しては、この規定に基づく対応を行うを考えている。

説明は、以上です。

.....

○中村副会長 ありがとうございました。只今の説明について、まず条例改正の背景及びスケジュール並びに各論点に分類して説明があったので、論点毎に質疑等を行っていくこととする。

初めに、条例改正の背景及びスケジュールについて、質疑がある方はいるか。

（発言者なし）

○中村副会長 無いので次の論点に進む。

次は論点1.定義についてです。法令に準じて、飼い主を動物の所有者又は占有者と改め、動物の定義については、法律に定義が無いところであり改正はせず、人が飼養、保管をする動物で哺乳類、鳥類、は虫類に属するものとするという説明があったが、市の説明に質疑がある方はいるか。

○南川委員 飼い主を、動物の所有者又は占有者と改めるということだが、具体的に条例だと、第2条(2)の飼い主の定義規定を改めるのか、それとも、「飼い主」全部を「動物の所有者等」という言い方にするのか、書きぶりはどのようにお考えか。

○動物愛護指導センター所長 現行の条例の定義の部分を改めようと考えている。書きぶりというと、現行では、飼い主は、動物の飼養をする者をいうとなっているが、動物に餌を与えていれば飼い主というような解釈もできるので、飼い主の部分を法律に合わせ、動物の所有者又は占有者と定義付けていきたいと考えている。

○南川委員 そうすると、第5条の飼い主の中の括弧は削除していくということか。

○動物愛護指導センター所長 現行条例では、第5条で、飼い主の中に実質的に飼い主と同一視される

者を含むとなっているが、この部分は削除をしていく。

○平川委員 今のところで、飼い主と所有者、占有者と3つの書き方がある。飼い主の中に所有者と占有者を含めるという意味か。

○動物愛護指導センター所長 はい。定義付けのところに、所有者、占有者と定義することを考えているが、法律やそれぞれの条例の条項で、例えば所有者だけであるといった書きぶりで書いていくことを考えている。

○平川委員 法律の条文を見ると、所有者等と書いてある部分と、所有者、占有者とはっきり分けてあるところがあり、条例案では、所有者等で括ってしまっているところが気になった。法律上の区分とくちり照らし合わせてそのところは明確にして欲しい。法律は分かれているけど、条例は括ってしまうそういうのも有りだとは思うが、法律と条例とで混乱をしないように書き方を十分注意して欲しい。法律が悪いのか何かしれないが、所有者、占有者、飼い主と非常に分かりにくく、ぱっと読んで分かるようになってないので、この辺りを市民の方に分かるようにしていいで欲しい。先程南川委員からあつた、占有者と所有者は違うので、その辺りも市民にはっきり分かるように、その違いを参考等で付ける等しないと分かりにくいと感じる。

また、多数と多頭数という書き方をしている。多数と多頭数は違うのか。多数というと、何もかもひっくるめて数多くという意味に取れるが、多頭数というと犬、猫なりを多数飼っていると感じられる。法律も分かれているのかよく分からないので、その辺りが分かれれば教えて欲しい。

○中村副会長 南川委員、今の平川委員の話で、多数と多頭数の明確な違いは法律用語ではどのような解釈をしたらよいか。例えば、種が多ければ多数、一つの物で沢山飼っていれば多頭数なのかと思ったが。

○動物愛護指導センター所長 今回、法改正の中で、多数は出てくるが、多頭数は出てこない。多頭飼育という言葉は、国が使っており、多頭飼育の崩壊というような使い方の中で、多頭飼育4文字で一つの

括りで使われている。今回も多頭飼育の届出という使い方をしている。

○平川委員 法律では、多数の動物の、と書いてある。

○動物愛護指導センター副主査 法律の本文の中では、多数の動物の飼養と統一されている。こちらの資料でも、多数の動物の、と法律に準じた形で記載している。多頭飼育という言葉は、法律の本文中には出てこないが、環境省が説明の中で用いている言葉で、多数の動物を飼養する飼育というような言い方はしてなく、四文字の熟語のような形で、多頭飼育という言葉で用いているので、資料の中で、多頭飼育については、多数の動物の飼育ではなく、環境省が使う多頭飼育としている。

○平川委員 分かりにくいでよ。

○中村副会長 文言的に分かりにくいが、定義については、法に準じた言葉で、動物の所有者又は占有者を定めていくということでよいか。

（「異議なし」の声あり）

○動物愛護指導センター所長 貴重なご意見だった。ありがとうございます。

○中村副会長 次に論点2.市の責務について、これまでの議論を踏まえると、市の責務として普及啓発を明記するという説明だった。普及啓発については、今回の法改正において、動物愛護管理センターの業務として法の本文に明記されているが、市の姿勢としても明記していくということでよろしかったか。

○動物愛護指導センター所長 はい。

○中村副会長 他の自治体の例をスライドで示していただいているが、スライド10で、横浜市のように、現行の責務規定に普及啓発の文言を加えていくという形でよいか。

○動物愛護指導センター所長 そのように考えている。法律にも書いてあるが、前回の会議でもお話をしたように、市の姿勢として入れるべきというご意見をいただいているので、条例の中で市の責務として普及啓発を入れていきたいと考えている。

○中村副会長 南川委員大丈夫か。

○南川委員 これは、横浜市方式でも、千葉市方式でもよいと思う。

○中村副会長 では、論点2はこちらでよいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村副会長 次に論点3.市民等の責務についてです。対象を市民から市民等へ拡充する、また、動物の愛護に努めることに加え、動物の適正な取扱いに努めることを明記すると説明があった。対象を、市民から市民等へ拡充するということであるが、市民の他に、市内在住者、在勤者、その他滞在者、市内で動物に関わる者に対象を拡大したいという説明でよいか。

○動物愛護指導センター所長 そのように考えている。

○中村副会長 市の説明に質疑のある方はいるか。

○南川委員 確認であるが、市民等については、第2条に新たに定義規定を加えるということで考えているか。または、第4条に市民等と書き、続いて市民及び市内在勤者云々と書き、以下市民等といういうような括りにするか分からぬが、第2条か第4条に定義規定を入れるということか。

○動物愛護指導センター所長 現段階で、定義付けまでは考えていません。

○南川委員 定義をしないと、市民等の等が何かは、議事録等で説明して遡れば分かるのかもしれないが、条例の中でいきなり市民等としたら、住民の方は何なのと普通はなる。京都市は、市民等の責務について説明はないか。

○平川委員 入れないと分からぬ。

○動物愛護指導センター副主査 京都市は、船橋市でいう第2条のようなどころに、市民等の定義が書かれている。市民等の等の説明を加えるか、加えないかについては検討をしているところであるが、罰則に係ることではないので、必ずしも入れなくてもよいと考えているが、今回このようなご意見があつたので、定義の中に入れるのか、本文中に括弧書きで加えていくのか検討していきたい。

○中村副会長 よろしいか。では、そのようにお願いする。他にないか。

（発言者なし）

○中村副会長 ないようなので、論点4に移る。

論点4は、飼い主になろうとする者の責務についてです。飼い主になろうとする者は、将来に渡りその動物を適正に飼養する責務を果たすことができるかどうかを慎重に判断することを定めるとの説明だった。これについては、環境省の告示の家庭動物等の飼養及び保管に関する基準に努力規定がされているが、条例にも規定を加えていきたいということでおいか。

○動物愛護指導センター所長 そのとおりです。

○中村副会長 他の自治体の状況を見ると、スライド14だが、千葉県は遵守事項で具体的な規定がされているが、市としては責務規定とするということか。

○動物愛護指導センター所長 責務として規定していくことを考えている。

○中村副会長 条例に規定するにあたって、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準では、家庭動物等を飼養しようとする者は飼養に先立って当該家庭動物等の生態及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について住宅環境及び家族構成の変化や飼養する動物の寿命等も考慮に入れ慎重に判断する等終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めることという努力規定が既にされているが、これをこのまま条例に規定していくのか、さらに加えた方がよい事項があるか、ご意見やご質疑はあるか。

これは、新設か。

○動物愛護指導センター所長 新設です。千葉県は、遵守事項に入れているが、市は責務規定で、細かくは規定しないが、細かく規定しないと分かりにくくなってくるので、文言については検討していくなければならない。千葉県や家庭動物等の飼養及び保管に関する基準においてもそうだが、終生に渡り飼養する責務を果たすことができるかどうかを慎重に判断するという書き方がされているが、この部分をどのような書きぶりにしていくかが難しいと感じている。柏市は、動物を選ぶよう努めるという書き方がされていたりするので、ご意見があれば伺いたい。

○駒田委員 これを加えることはよいと思う。飼う前にまず考えて欲しいということは大きい。例えば

猫であれば20年、犬でも大型犬で10年、小型犬で15年以上一緒にいるわけなので。今、コロナの影響で自宅にいて、暇なので犬を飼いたいとい人がすごく多い。でも、暇だから犬を飼うというのが永遠に続くわけではなく、会社に行くようにならざるを得ない。なかなか表に出てこないが、ボランティア団体等に聞くとそういう話がある。なので、ちゃんと考えて飼うようにしようというの必要。これが、市の責務に繋がると思うが、それを書く以上は、飼おうとする方への学習の場というか、啓発はセットになってないといけないと思った。

○動物愛護指導センター所長 ありがとうございます。

○中村副会長 他にご意見はあるか。

○平川委員 私のことで申し訳ないが、飼いたくなくても飼わざるを得ないというか、町会長をしていると、猫を連れてこられてしまう。その猫を捨てる訳にもいかないし、保健所に連絡してという訳にもいかない。また、たまたま病院に連れて行ったら障害や病を持っていました等ということで、今も家にいる。生まれたばかりの時から病気と言われている猫なので里親を探すわけにもいかない、この猫が何年生きるかも分からぬ、私も高齢で何年生きるか分からずどっちが先かという状況で、それでも飼わざるを得ないという状況は発生するかもしれないということだけは理解し、条文の中でそういった部分を何とかクリアできるように。そこまでも規定されてしまうと私はどうしようという話になるので、その辺りの条文の書き方はよろしくお願いしたいと思う。

○動物愛護指導センター所長 今のこと逆に伺うが、持つて来られる方はどういう方か。拾つて持つて来られるのか。

○平川委員 最近あったのは、1頭は自分の家の前にいたから捕まってしまったという猫。その後2頭来たのだが、それは、町会会館の倉庫の下で子育てしていると連れて来られた。会館の下で子育てしては困ると地域の方に言われるので、そこへ放す訳にはいかない。まだそこには親がいて、全部で子ども

が6頭いて、その内の2頭だけ捕まりましたと連れて来られた。残りの4頭は親がくわえて別の所に連れて行つたらしい。その状態であり、どのような状態で来るか分からない。その前に来た猫は、母親が歩きながらU字溝の中に生んでいき、子育て放棄で家に来た。目も開いておらず、へその緒も取れていない状況で連れて来られた猫もいる。

○駒田委員 多分、平川さんの所は猫が好きだから持っていくと世話してもらえるというふうに、町会の皆さんの中で噂になっていると思う。ある程度どこかで、持つてくるな、うちはできないということを厳しく言う。個人的な意見だが、そういうことも必要かと思う。動物病院にも持ち込まれるか。

○中村副会長 健康な猫は先方も良心があるのか持つて来ないが、少しでも目やにがあつたりすると途端に連れてくるが、飼われますかと聞くと、飼いませんときっぱり仰るので、こちらとしても困ったと思いながら治療はするという次第でなかなか難しい。

○駒田委員 動物病院だったら、動物が好きな方が沢山来院されるから、新しい飼い主を探していますとよく動物病院に貼ってあるが、そういうのを見ると、うちで引き取りますというチャンスは大きいと思うが、平川委員のところで、そういうふうにされると困るので、引取らないという毅然とした態度で断ることが必要かとも思う。あとは、この間2月に千葉県で、県内のボランティアが自分たちの活動を発表する会があったが、そこで、病気の動物だけを引き取っているという団体があった。病気の動物は里親を探せない、また飼つていて病気になると飼いきれないから捨てるという飼い主が多くおり、そういう動物だけを引き取り、頑張って新しい飼い主を見つけてくれたりとしている団体が千葉県内にいる。あまり公共の場でそういうところを頼るとよいと言うとそこに集中してしまうのでよくないと思うが、なんらかの形で引き取らないという態度は少し必要かという気がした。また、引取りたくないけど引き取るというケースは、条例や法律では基本的には無しにしたほうがよいと思う。

○中村副会長 話が広がってしまったが、そういう意味でも、飼い主になろうとする者の責務の内容

を揉んで、ある程度枠を作ったほうが、今後問題が広がらなくてすむと思う。こちらは新設なので、持ち帰ってもらい、上手くまとめてもらうということよいか。

（「異議なし」の声あり）

○動物愛護指導センター所長 飼い主になる前に考えなければいけないことを駒田委員も仰っていたので、その辺りを条例として考えていた。条文の中に入れてしまうと、次の飼い主の責務にいってしまうと思うので、その辺りを検討していきたいと思っている。

○中村副会長 では、次の論点5飼い主の責務に移る。飼い主の責務については、「周辺の生活環境の保全」については、遵守事項に具体的な規定がされており責務に定めないと説明だったが、これについてご意見等はあるか。

○動物愛護指導センター所長 こちらについては、第6条に同じような遵守事項があり、内容が重複してしまう。また、責務は理念的なところであり、遵守事項は罰則が絡んできたりするので、責務と重複すると齟齬が生じてしまったりするので責務からは外していくと考えている。

○中村副会長 このようなご説明があったが、これに関して何かご意見はあるか。

（発言者なし）

○中村副会長 なければ、次に、終生飼養が困難になった場合にその動物を適正に飼養できる者に譲渡するための取組みを行うよう努めることを定めという説明があったが、これまでの議論では、やむを得ず動物が飼えなくなる状況は発生し得るので、市民に義務を課す規定は厳しいというご意見をいただいている。家庭動物等の飼養及び保管に関する基準では、適正に飼養することのできる者に当該犬、当該猫を譲渡するように努めることと規定されているのに対し、他自治体を見ると、千葉県は、その動物を適正に飼養又は保管をすることができる者に譲渡するための取組を行うこと、東京都は、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない、札幌市は、譲渡先を自ら探し、当該動物が終生飼養されるよう

努めなければならないという規定で自治体により様々だが、当会議として、こうすべきというご意見はあるか。

○石川委員 例えば、センターは保護団体を沢山知っていると思うので、こういうところがありますというインフォメーションができるのではないか。やはり、一人で探すことはとても難しいことと思う。もし、入院等したり、体が不自由になってしまったりすると、里親を探すにしても、できない事態があるかと思う。そのような、お手伝いのようなことはできないか。

○動物愛護指導センター所長 例えば、公益財団法人千葉県動物保護管理協会の飼い主探しのホームページでのマッチングを行っているところ、千葉県の動物愛護センターでもそのようなマッチングの場があり、船橋市民も対象となっている。そのような、公的なところはご案内できる。その他のところは、譲渡ボランティア等、行政をとおして譲渡を受けるところがあるが、そういうところのご案内は難しい。

○駒田委員 他自治体の例を見ると、札幌市の、譲渡先を自ら探し、終生飼養されるよう努めなければならない言い方が一番厳しく、個人的に好ましいと思った。船橋市の猫の適正飼養ガイドラインを作った時もそうだったが、新しい飼い主を見つけるよう努めなければならないと言うと、努めました、でも見つかりませんでしたと軽くなってしまうので、自ら探しというような厳しい言葉を付けた方がよいと思う。

○南川委員 私は、札幌市は厳しいので、千葉県程度の言い方で、飼い主の責務として入れておくことで、かつ、普及啓発等も合わせて市の動物愛護指導センターは取り組むというはある。規定を入れることはよいと思うが、千葉県程度が妥当かと考える。

○中村副会長 私も気持ちとしては、駒田委員であるが、実質的には千葉県程度かと思う。

○動物愛護指導センター所長 貴重なご意見をいたいたので、検討してまいりたい。

○中村副会長 次に、スライド17飼い主の責務2について、災害の発生に備えた準備及び災害発生時

に動物の安全の保持及び動物による事故の防止その他の必要な措置をとるよう努めることを責務に定めるとの説明だったが、前回と変わって責務規定にしたいということか。

○動物愛護指導センター所長 これについては、責務に努力義務規定とすることを考えている。

○中村副会長 災害発生時に備えた準備と、災害発生時に取るべき行動について、条例に規定していくことについてご意見、質疑はあるか。

○駒田委員 千葉県では、動物の保護ということしか書いていないが、岐阜市は、人への危害を防止するための必要な措置を講ずるようと書いてあり、私はそれが望ましいと思う。

○中村副会長 人への危害の防止という文言を入れた方がよいということか。

○駒田委員 はい。動物を守ることは本当に大切で私もどちらかと言えば動物よりもかもしれないが、意外と法律で守られていると思い込んでしまって、災害時に我が物顔で犬を連れて行ってよいのだからと、法律に書いてあるだろう、条例に書いてあるだろうと言ってそれが結果として人に迷惑をかけるということに繋がると、最終的には、動物が悪者になってしまうので、人への危害と言う部分は是非入れていただきたい文言だと思う。

○平川委員 避難について、私や、泉谷委員もそうだと思うが、避難所を運営している者にとって、この千葉県の書き方は非常に困る。動物と共に避難することとあり、避難所に動物と共に避難して来られる。法律や条例に規定されているのだから、共に避難してきたのだから、共に避難所に入れろという話になる。だが、人とペットは別々になる場合があるとか、ペットはペットで避難してもらいますということが通用しなくなってしまう。共に避難してくださいと書いてあるではないかと言う話になるので、そのところの書き方というのは十分注意して欲しい。避難訓練でさえこの問題が出ている。だから、実際に避難してたら大変な混乱になると思う。もちろん、動物の安全はきちんと確保して貰わなければ困るが、それは飼い主と一緒に確保するのだということではないということをはっきりとしておいて

欲しい。

○泉谷委員 今の件について、昨年9月1日の防災訓練は、九都県市ということで大掛かりな防災訓練であったが、船橋中学校を会場として行った。この際に、動物を連れての避難ということで、飼い主は間違なく時間どおりに避難場所まで連れてきたが、実際に行われたのは、皆さん自分で抱えてそのまま避難所である体育館でと考えるのだが、それは一切行わなかった。必ず、動物は別棟で、犬については、船橋中学校は樹木が沢山あり、大型犬、小型犬と何か所かに分けて、避難所として繋いでおいて、近くに飼い主がいたという状況で訓練を行った。理想は、私はその方が確かによいかと思う。体育館に全部一緒ということは一切考えられないので、避難する場合に飼い主が頭の中に入れておいてもらうことは必要ではないかと思う。一緒に同じ場所で、一般の避難者と同じところに避難所全部に入れるのではないかということ、ペットはペット用の避難所を別に分けし、分離しますという方がより良いと思う。その辺りも考慮して、ペットの避難に関しては条例を考えていただきたい。

昨年経験したが、やはり、家族の一員なので、身近に置いて何とか自分と一緒にということを考えるが、同じ場所に同じような形で避難できるかというと、少し難しい面があるので、できるだけそれに近い状態で対応していくという形で、避難所の設営を行っていくことを今後考慮していかなければならぬ場合があると思う。避難所にペット専用のスペースを設けるような形を避難所設営の時に当然考えなければいけないという一つの指針にもなった。また、実際行ってみて、結果的に大きな問題もなく、無事に済んだということを考えると、やはりそういう形のものも必要かと思う。

○駒田委員 同行避難と書いてあるが、国で、同行避難と同伴避難という二つの言葉があり、同行避難は同伴避難ではありませんと言われるが、何のことだか分からぬ。同伴避難というのは、犬を連れて体育館等に行き、一緒の部屋で一緒に過ごすことを同伴避難と言う。同行避難は、例えば、避難所に行くところまでが同行避難で、その先は、体育館と教

室に分かれますということは、国は一生懸命言っている。私たちでさえ、同行避難と同伴避難と言われても、どっちがどっちなのか分からぬ。ここどころが、国のやり方もまずいところであると思うので、その辺りは、船橋市の条例では分かりやすくしてあげるとよい。条例の中だけではなく、例えば、ホームページや他のところで、同行避難は同伴避難ではなく、一緒に入れることではありませんということを、私たちもイベント等があるとすごく周知しているが、知らない人の方が圧倒的に多いので、市としても周知していただければよいかと思う。

○保健所理事 泉谷委員から貴重なご意見をいただいた。避難訓練を行い、市としても避難所の中には入れず、外に繋いでおくということを基本にお話した。ところが、昨年台風が結構来て、その時に、連れてきた動物を外に繋いでおけるのかという問題になった。雨の時は必ずしも繋いでおくことができないんだろうということで、各学校の校長先生のご協力をいただき、アンケートを取った。晴れた時であつたら何処に置いておけるか、また雨だった時には避難者と一緒にない場所の確保についてアンケートを取り、おおよそ学校からは、ここであつたら何とかなるのではないかという回答をいただいている。それを集計し、これについては、避難所運営委員会等や市民の皆さんに周知をさせていただき、きちんとそれが伝わるような形、緊急時に備えてということで今考えている。PRの仕方は大事になってくると思うので工夫してご紹介していきたいと考えている。

○中村副会長 ありがとうございます。では、次の論点6 飼い主の遵守事項に関してに移る。新たに、犬が排せつしたふんを除去した後の処理について、持ち帰ることを明記するとの説明がありまつた。これについて、質疑のある方はいるか。

○南川委員 持ち帰るというのは、何処に持ち帰るという理解なのか。自宅に持ち帰るということか。適切に処理ができるスペースがあつたりする場所ではそこで処理することもあるので、持ち帰ることとなると適切な所にも捨ててはいけないという話にもなる。特に、柏市の書き方だとどうなのかというと

ころがあると思ったので、持ち帰る等適切な処理を行うという文言の方がよいというのが質問と意見です。

○動物愛護指導センター所長 我々も非常に頭が痛いところであったが、今の条例では除去するだけで、除去するとなると我々は持ち帰るというイメージでしたが、そうは取らずに、公園に穴を掘って埋めてしまう等、それで除去されたのだという理論が成り立ってしまう。我々としては、持ち帰ってもらいたい、持ち帰るということは家に持ち帰るという想定であった。南川委員が仰ったように、持ち帰って適正に処理をするというようなことも想定でしたが、適正に処理とは何かという問題が生じてくるので頭を悩ませているところであり、検討が必要な所と考えている。

○駒田委員 少しお聞きしたいのですが、公園のトイレに犬のふんは捨てないでください、トイレに流さないでくださいと書いてあるが、それはどうしてか。ビニールごと捨ててしまうとかそういうことが発生してしまうからか。

○石川委員 ふんを拾う時に、柔らかいふんであつたりすると、石や排泄物以外と一緒に拾ってしまうことがあるので、止めてくださいということだと思う。

○駒田委員 ありがとうございます。流れないティッシュペーパーで取ってしまうこと等もある。

○平川委員 トイレに流れないから。

○駒田委員 持ち帰った後の処理は個人の問題なので、持ち帰った後は、トイレに流すなり、ゴミ箱に捨てるなりされると思うので、持ち帰るでも良いかという気はした。

○動物愛護指導センター副主査 条例の除去する規定の対象としている場所であるが、犬を道路、公園、その他公共の場所において移動し、とあり公共の場所にしたふんを対象としているので、先程南川委員からご意見のあった、例えばドッグラン等、ふんを捨てるためのステーション等があるところもあるが、そういう所は対象ではなく、あくまでも公共の場所にしたふんを対象としており、持ち帰ると書いた

ら、普通に考えたら、自宅に持ち帰ると考えていただけるかと検討している。

○南川委員 柏市だと、公共の場所または他人が所有し、占有しとあったので分からなかつたが、船橋市の場合は、公共の場所だけという趣旨なのか。

○動物愛護指導センター所長 現行では、条例第6条第2項で、道路、公園、その他の公共の場所においてふんをし、とあるので公共の場所に限定されていると考えている。

○平川委員 公共の場所だけに排泄した物だけというが、空き地や駐車場等でのトラブルが非常に多い。駐車場は普段誰も見ていないから、車の影にふんを置いて帰っていく状況があり、できれば場所は特定しないでいただきたい。要するに、自分の所有している敷地以外でしたら全部持ち帰るのだという意識で変えていただければと思う。

○動物愛護指導センター所長 現行条例では、犬を道路、公園、その他公共の場所とは書いてあるが、他人の土地が想定されていないので、持ち帰って検討をさせていただきたい。

○駒田委員 南川委員が仰ったような、便ボックスを設置している自治体もあると思うが、船橋市はドッグラン以外で便ボックスのような、ここに捨ててもよいという場所はないのか。あると矛盾してしまう。

○動物愛護指導センター所長 私が犬を散歩している中では、そういう物は無いと思う。

○駒田委員 町内会等で作るのは構わないが、市としてはそういう物は設けてないということか。

○動物愛護指導センター所長 無いものと認識している。

○中村副会長 色々と細かい文言の調整が必要なようであるので、一度持ち帰っていただき、まとまつた物をお示しいただきたいと思うがよいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村副会長 次に、飼い猫は屋内飼養に努めることを定めることについては、これまでの議論で、この文言を加えることで一致していたかと思うが、本文への規定について、他自治体の状況が例示されている。これについて、ご意見、質疑のある方はいる

か。

（発言者なし）

○中村副会長 これについては、このまま追加ということでおろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村副会長 論点7.多頭飼育の届出制度についてです。これについては、これまでの議論で加えることで一致していたかと思うが、他自治体の状況がスライド22に例示されている。犬、猫の合計で10頭以上を飼養する者に届出をしてもらうということでおいか。また、過料を規定するのは、きちんと届出をさせるためということでおいか。質疑のある方はいるか。

（発言者なし）

○中村副会長 では、これでよいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村副会長 では、最後に説明のあった、飼い主のいない猫への対応について、動物愛護管理法が改正され、法律第25条において、猫を飼養、保管や給餌、給水することにより、人への迷惑が生じている場合、指導や立入ができることになったので、これについては、条例に規定せず、法に基づく運用をしていくというご説明だったかと思う。これについて、質疑のある方はいるか。

○南川委員 都道府県知事の権限の移譲は、条例でされたのか。

○動物愛護指導センター所長 特例条例で権限移譲され、船橋市でこの法律を適用できるようになっている。

○中村副会長 条例改正についての会議は、今回で区切りになるので、もし他に意見があつたらいただきたい。

○駒田委員 今回のこととは別で、何年か前に県の動物愛護条例を作った時に、協議会の委員をさせていただいていた。その中で、フレキシブルリードの規制を条例に入れられないかと提案したが、一つの製品に対してこれを使うなということは県としては条例に入れられないと言われ却下された。今回その議事録をご覧になって動物愛護指導センターからお電話いただき、色々調べてみた。私が調べた範囲で

は、条例の中に組み込んでいる都道府県、市も含めた自治体はなかった。ただ、センター職員から北海道は散歩する時に2メートル以内という制限があると聞いたので、それを調べてみた。その2メートルというのは、係留であり、係留は2メートル以内としている。元々は、おそらく馬等の家畜と思うが、係留するときに引き綱は2メートル以内と北海道で決まっており、色々な市町村で係留が2メートル以内というのがすごく目立つ。それを引っ張ってきて、例えば、札幌市や旭川市は、係留は2メートル以内だから散歩させると時も2メートルという理解から、ホームページやちらしに2メートル以内の引き綱で散歩させてくださいとなっているのを見た。これは、札幌市のホームページからダウンロードしてきた物だが、外では必ずリードを付けましょう、2メートル以内の引き綱を付けて犬を制御できる人が散歩させましょうと謳っている。これと同じようなものが、チラシがあるかないかは別にして、旭川市のホームページや色々なところでみる。ただし、2メートル制限は全て北海道です。旭川市が、我々と同じような対策会議を始めたところで、条例が今までなかつたので、条例を作るにあたって市民の方や専門の方を集めて8人程で開催しますとホームページに書いてあり、旭川市の動物センターに電話をかけて聞いてみたところ、条例で2メートルに踏み込むことは少し難しいと仰っていた。極端に言うと、2メートルならよいのかというと、2メートルでも私はすごく長いと思う。普通のリードは1.5メートル位で、持ち手の高さになるので、1メートル位のところを動いているのがよいのだと思う。本来であれば、外では横に付くのが理想だが。なので、2メートルとい制限がよいかどうかは別であるが、例えば、流山市はホームページに犬の飼い主へ、フレキシブルリードとロングリードを使っている場合は、短くして使ってくださいと書いてある。短くしてについては、言い逃れができるもので、例えば10メートルのリードを使っていて、それを半分の5メートルにしていたら、十分短く、半分にしているだろうと言われてしまうので、その辺りは難しい面だと思うが、フレ

キシブルリードは本当に危なく、それで犬の死亡事故もある。リードを付けているのに、犬が飛び出した時に、ストッパーは咄嗟の場合にすごく止め辛い。止められなくて、おたおたしているうちに犬が車道に飛び出して車に轢かれてしまったというケースをいくつも聞いている。また実際に東京の人聞いたのだが、道の反対側に犬がいて、こちら側に飼い主がいて、そんなに大きな道路ではないでしょうが、そこにも知らない自転車が通り、リードが巻き込まれて、犬が首つりになり窒息死してしまったということがあった。どう考えても飼い主が悪いが、飼い主はその自転車に乗っている人を訴えたという話もある。ロングリードやフレキシブルリードは本当に事故があり、動物愛護の意味でも私は賛成できない。後は、やはり人に迷惑をかけてしまうこともあるので、何とかできないか。条例に組み込むのは、おそらく今の状況では難しいのしようが、どこかの小さい町等が条例に組み込んでくれたらそれをステップアップできるのかもしれないが、船橋市のサイズの条例だと反響というか影響が大きすぎるので難しいのかもしれないが、何かやはり市としてもその辺りは、市の姿勢というか、こういう風に考えていますというところを表していただけたらよいと思う。

○保健所長 ご意見ありがとうございました。実は、フレキシブルリードについては、事務局で色々揉んでいる中で、この場ではまだ議論をお願いしたいことではなかったのですが、私自身も、非常に危ない事例を見たりとか、市民の方からもクレームというか相談が来たりして、中には、10メートル位の物があるのですか。

○駒田委員 6メートル、10メートルというのもある。

○保健所長 それを持っている人はどの位まで伸びるかを自分で想像できているわけだが、全くそうでない方、市民の方は、どこまで伸びるか分からぬ。小さい子と一緒に若い親子が歩いた時に、いきなり犬が駆け出してフレキシブルリードが伸びてしまつて、私もそれを見たのだが、非常に危なかった。な

ので、人がいるところでフレキシブルリードをそのまま制御しないということになると、事故や怪我等に繋がりかねないと思い事務局で議論した。

現在の条例の中に制御について記載があるので、これを踏まえて、条例を改正しなくとも、どのように読み込んで、どのような運用をしていくかと話し合いをした。これは条例の話だが、今後ガイドライン等検討していかなければいけないことが多いので、今後も色々と貴重なご意見をいただきて、運用等を決めていけるようお願いしたいと思っている。

○駒田委員 千葉県内のある市では、私たちが毎年その公園緑地課と一緒にしつけ方教室を行っているが、公園緑地課からの依頼で、その市内では公共の場ではフレキシブルリードとロングリードは使用してはいけませんとしつけ方教室の時に言ってくださいと言われ、毎年言っていた。それを知らない飼い主も沢山いて、私たちが公園で実際にしつけ方教室をやっている時に、ロングリードやフレキシブルリードで散歩させている方がいると、公園緑地課の方が注意して、そこの市では禁止していますというふうにアナウンスされていた。しかし、担当者が変わったら、私がしつけ方教室の時にこの市内では禁止されていますから使わないでくださいと言ったら、後から何を根拠にそれを言ったのですかと言われた。今の担当者には、要は動物愛護法の解釈で制御できる大人がリードを持って、運動、散歩をさせましょうということから、ロングリードやフレキシブルリードは制御できないということから、そういう解釈をしたが、新しい担当者はそれをご存知なく、なぜ当市がそのようになったのですかと言われたことがあり、担当者が変わると、とても残念な方に変わってしまった。実際に法の解釈とすれば、運動させるときは、制御できる人がきちんと制御しまうと言っているので、そもそもフレキシブルリードは、本当はそこに当たはまらないと私は思う。法律や条例ではそこが限界なのだと思う。

○中村副会長 ありがとうございます。適正飼養の普及啓発というところで、後は、第6条第2項で犬を制御できる者がとあるので、その辺りを上手く利用というか、例えば具体的にフレキシブルリードは

制御できませんよねと、そういうことを愛護指導センターのしつけ方教室や、動物病院、ペットショップが一番良いと思うが、犬を飼い始めた時に、地道に啓蒙していくしかないと思う。本当に愛犬家の方だと、危険性もきちんと分かってらっしゃると思うので、本当に考えたら恐ろしくて伸ばせないはずである。本当に犬を愛していれば。なので、その辺りは、教育というか、啓蒙が大事だと思うので、一朝一夕では何も変わらないと思うが、私も患者にはそうやって伝えるつもりではいるので、ここにいらっしゃる皆さんがそのような認識を新たにして、少しずつできればと思う。適正飼養の啓発でできそうだと私も思うので、今後の課題として。ありがとうございます。

○駒田委員 ホームページ等に載せておいていただけると、何かがあったときに根拠になる。要は根拠がない。動愛法ではこうだと言っても、そんなの知らない、皆使っているじゃないかとなってしまう。

○中村副会長 例えば、脅すわけではないが、このような事故の事例がありましたという報告という形ではよいと思う。

○駒田委員 事例が必要でしたら言ってください。

○泉谷委員 なぜ、長い引き綱を使うのか、理由が分からない。

○駒田委員 運動させたいから。

○平川委員 広場に行けば使ってよい。道路では使ってはいけない。

○駒田委員 色々な人がいるところでは、やはり危ない。

○泉谷委員 自分が一緒に走ればよいのでは。

○石川委員 結局、飼い主の横着です。

○泉谷委員 そうだと思う。自分が横着するからそうなるのだと思う。

○駒田委員 そう思います。後は、ドッグランに行けと言うと車がないから運べないとか色々言う。

○中村副会長 これは、今後の課題として考えいただき、次から次へと問題山積であるが、今できることを少しづつやっていきたいと思う。

議題1は以上になるが、議題1に関しては今までの議論でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

.....

## （2）次回の会議について

【説明】

○動物愛護指導センター所長 スケジュールについて説明する。本日7月29日は、第11回動物愛護管理対策会議ということで、「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」改正に関する検討をしていただきました。次回は、令和2年11月頃、第12回動物愛護管理対策会議では、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正の骨子（案）に係る意見募集（パブリック・コメント）の実施結果についてご報告ができればと考えている。この会の委員の任期が令和2年11月末までということになっている。それまでに、パブリックコメントの結果が出ていたら、この会の最後の11月の会議でお話をしたいと思うが、次に間に合わない場合もあり、あくまでも予定なので、そういう場合には、この会の任期を伸ばすのか、新しい委員の先生の中でパブリックコメントの実施結果についてご説明をするのか、もう少し先に検討をさせていただければと思っている。また、今後のこの会の検討事項としては、船橋市猫の飼育・管理に関するガイドラインのあり方の検討について、災害対策について、狂犬病を含む動物由来感染症について等ということになっている。

説明は以上です。

○中村副会長 お聞きのとおりです。本日説明のあった、令和2年11月頃に第12回動物愛護管理対策会議、そこでは、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正の骨子（案）に係る意見募集（パブリック・コメント）の実施結果について、その他等を次回の議題としたいと思いますが、よろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村副会長 本日、参考資料で配布された、今まで議論してきた課題もあるので、取り上げるべき課題等ご意見はあるか。

（発言なし）

○中村副会長 では、次回の会議では、事務局提案のとおりとする。なお、次回の会議ですが、日時は、11月頃となっているが、後日事務局と調整することでおよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○中村副会長 では、そのようにさせていただく。他に何かご発言はあるか。

○石川委員 先程の条例の件であるが、飼い主が勉強熱心な方なら良いと思うが、そういう人ばかりではないと思う。条例を理解している飼い主はすごく少なく、動物愛護法も理解している飼い主も少ないと思う。そういう人にも分かりやすいように、条例の所有者、占有者や、同行避難、同伴避難等の違いをもつとかみ碎いて、分かりやすく、その言葉はこういう意味ですという発信の仕方は必要と思う。ホームページや北海道のちらしのように、図解や絵だと分かりやすい。せっかく皆さんで時間を作つて練っているので、一人でも多くの飼い主に認知していただけるように、図解等にして啓発ポスターを色々作つていただくとよいと思う。目でパッと見て分かるような、条例を要約したような、図解したポスター等を作つていただけたらよいのではと思った。

○動物愛護指導センター所長 市民の方のご意見として、とても参考になる。検討していきたいと思う。

○中村副会長 ありがとうございます。他に、何かご発言があるか。

○宮里委員 災害対策について、私の経験であるが、この間の地震の際に、猫を2階から下に降ろす行為自体が難しく、とても猫が騒ぎ、またケージに慣れていなかつたので、キャリーバックに入れても大騒ぎされた。しつけの話をするときに、災害時に同行避難で連れていって、非常時にとても動物は興奮するので、すでに周知しているかとは思うが、例えばそのケージ自体に慣れらず時に中に餌を置いて、ケージはとても嬉しいことがあるというような気持ちを持たせながら、中で安心できるという環境作りも必要かと思う。重ねてお願いしたいと思う。

○動物愛護指導センター所長 ありがとうございます。我々も、全く同じような意見を持っており、普

段のしつけが災害時の対策に繋がると考えている。今年度は、コロナ禍でそういったセミナー等が開けていないが、昨年も災害時に備えたしつけということをテーマにパネル展を実施したり、愛犬・愛猫セミナーを開いたり、犬のしつけ方教室を年4回位行っているが、そちらでも、必ず災害の時に役立つしつけ方について話を入れてもらうようにしている。

○駒田委員 フェスティバルでもパネル展示している。

○動物愛護指導センター所長 動物愛護フェスティバルは、今年は中止になってしまって残念だが、そういった所でもパネル展示で示していただいたり、昨年も、先程理事が説明したが、台風15号、19号があり、身近に考えていかなければいけない話題だと思いこれからも啓発をしていきたいと思っている。

○中村副会長 ありがとうございます。他にご意見はないか。

（発言者なし）

駒田委員

石川委員

宮里委員

南川委員

[欠席委員]

森会長

[関係職員]

筒井保健所長

小出保健所理事

松野保健所次長

岩田衛生指導課長

竹田衛生指導課長補佐

鈴木動物愛護指導センター所長

千葉動物愛護指導センター副主査

[傍聴者]

3人

---

○中村副会長 以上で、第11回動物愛護管理対策会議を閉会する。

午後4時閉会

[閉会後]

○衛生指導課長 中村副会長ありがとうございます。また、委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

本日の議事録については、調整でき次第、委員の皆様に送付させていただくので、内容のご確認をお願いしたい。

本日は、ありがとうございました。

---

[出席委員]

中村副会長

泉谷委員

平川委員